

障害者自立支援法について



ないと判断する。

③障害福祉計画に基づき、国及び北海道と連携し必要な整備を促進していく。運営主体の規制緩和をはじめ、積極的にNPO法人等の参

運営基準、施設基準の緩和が予定されていることから、

障害者福祉制度は、2003年4月に措置制度から障害者本人が利

用したいサービスを決め、

サービス事業者を選んで契約する支援費制度に変わつた。

2年経過し制度が定着しつつある中で2005年10月に、サービスの利用料が原則一割負担となり障害が重ければ重いほど負担が増える、応益負担の障害者自立支援法が成立した。

応益負担の導入は、障害

を自己の責任とする考え方であり、誰も好んで障害をもつたわけではない。障害者が普通の暮らしをするために公的な支援を充実させていくことが必要である。

支援法は、逆に障害者に負担を重くし国の福祉制度を後退させるものである。

市町村に対しても、3年を一期とする障害福祉計画

の策定が義務付けられる。従つて、次の点について伺う。

①障害者の一割負担の影響は。

②低所得者に対する利用料の減免措置を行うこと。

③サービスの必要量に見合う基盤整備を行うこと。

④地域生活支援事業の計画は。

⑤障害福祉計画は障害者の実態を把握して策定していくこと。

福祉灯油の拡充を



る。

これらの事業は、本町独自で対応できるものや、専門的な知識、技術を必要とするため、サービスを提供する事業者に委託するなど

する事業者に委託するなど

の方法を用いて支援事業を行つていただきたい。

⑤国が示す基本方針等をもとに対象者となる障害当事者や家族の意見を十分に聞き、さらにサービス提供事

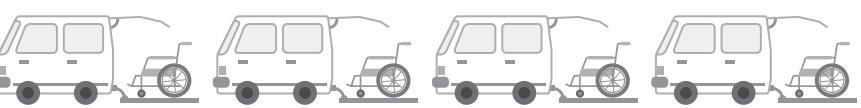
業者との調整を密にし、計画策定に取り組んでいきた

い。

④平成18年10月から市町村の実施義務が課せられ、新たに、相談支援、コミュニケーション支援、地域活動

支援、地域の地理的条件や社会資源の状況により、柔軟な形態が可能とされてい

く。



町長

平成17年10月の状況では全利用者59名中21名

で、約12万7,000円の負担増が見込まれ、一人当たり約6,000円の増となる。

②国の負担軽減策が確定し

た後、具体的な影響額を見極め検討しなければならないが、

いが、本法律の理念を尊重

するには、本町独自の减免措置は、現在の状況では難

問

石油の高騰は、国民の暮らしに深く影響を及ぼし、厳冬期を迎える北

海道では、一世帯2万円から3万円の負担増と試算され、所得の低い世帯の負担割合はさらに高くなる。

町では、社会福祉協議会

で低所得世帯の支援を行つ

ているが、灯油高騰は暮ら

しを圧迫する状況であり拡充を講じるべきと考え伺う。

町長

寒冷地特有の問題であり、低所得者世帯には切実な問題であると認識している。

現在、道内においては、192市町村のうち、実施しているのが48市町村。さ

らに平成17年度に事業を廃止又は廃止を検討中の町も7つある。十勝管内では、20市町村のうち実施しているのは5市町村のみとい

う。今後、事業内容等を精査しなければならないが、現在のところ、支給対象者及び支給量とも現行の水準を保ちながら、制度を維持していくかどうか、社会福祉協議会とも十分相談した

実態である。

い。

今後、事業内容等を精査しなければならないが、現在のところ、支給対象者及び支給量とも現行の水準を保ちながら、制度を維持していくかどうか、社会福祉協議会とも十分相談した